委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | |
|------------------------------|--|----------|
| | ○ 知事 | ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 福岡県 | |
| 3. 市区町村名 | 糸島市 | |
| 4. 届出番号 | 2 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 57-1 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.itoshima.lg.jp/s005/020/020/020/010/iinkai-todokede.html | |

執行機関名 糸島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの | 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成二十二年条例第九十号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 37 | |
| ③番号法別表第2の項 | 57 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 糸島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第十七号) 別表第1 第2の項 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成二十二年条例第九十号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) 第1条 | 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成二十二年条例第九十号) 第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童</u> が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手 | 第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 |

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | |
|------------------------------|--|--------|
| | ○ 知事 | 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 福岡県 | |
| 3. 市区町村名 | 糸島市 | |
| 4. 届出番号 | 7 | |
| 5. 独自利用事務の事例番 号 | 65-1 | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.city.itoshima.lg.jp/s005/020/020/020/010/iinkai-todokede.html | |

執行機関名 糸島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの | 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成二十二年条例第九十号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 糸島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第十七号) 別表第1 第2の項 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成二十二年条例第九十号) による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条 | 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成二十二年条例第九十号) 第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | 第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母 のない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を 受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講 じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児 童の福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例 糸島市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則 |